

景観形成プロジェクトチーム報告書

1 景観形成PT設置目的

本県の県政運営の基本方針として平成20年12月に策定した「くまもとの夢4カ年戦略」に、「美しく品格ある景観形成の推進」が掲げられており、この取組みを進めるため、景観形成に関するプロジェクトチームを平成21年5月28日に設置しました。

2 検討事項

「美しく品格ある景観形成の推進」では、全県的な景観づくりに取り組んでいますが、この景観形成プロジェクトチームでは、特に本県の主要な玄関口における景観づくりを進めるため、次の2点について重点的に検討することとしました。

- (1) 九州新幹線全線開業を間近に控え、新たな陸の玄関口となる新幹線沿線について、おもてなしの心で景観形成を進めるため、沿線の景観の保全・形成について検討。
- (2) 阿蘇くまもと空港周辺については、空の玄関口として重要な地域であることから、その景観向上について検討。

3 九州新幹線沿線の景観の保全・形成について

九州新幹線については、平成23年3月に新八代駅以北の開業を控えています。今回は、博多駅から鹿児島中央駅間とも繋ぐ全線開業となることから、新幹線を利用した観光客が増加することが予想されます。

この全線開業を機会に、「記憶に残る観光地くまもと」に繋げていくため、新幹線沿線の景観づくりに取り組んでいく必要があります。

今回開業する県内の区間は、新玉名駅の田園地帯から熊本市、宇土市、宇城市の市街地を經由し、広大な八代平野の田園地帯を通過して新八代駅に至ります。

特に、新玉名駅周辺や、宇城市から新八代駅にかけての田園地帯は、農業県くまもとを代表する景観です。また、熊本市中心市街地を除く地域でも、沿線から住宅とともに周辺の田園景観が眺望できます。

このような緑豊かで潤いのある熊本らしい個性豊かな景観を保全していくことが、おもてなしの心で県外からの来訪者を迎えることとなり、熊本の魅力をアピールできる機会となります。

このことが「記憶に残る観光地くまもと」の実現や、熊本への観光客の増加にも繋がるものと期待されます。

以上の主旨で、九州新幹線沿線の景観の保全・形成を図るため、次の2つの事項について検討しました。

- (1) 九州新幹線沿線の屋外広告物規制
- (2) 九州新幹線沿線の田園景観の保全・形成

以下、上記2項目についての検討内容について記述します。

(1) 九州新幹線沿線の屋外広告物規制の検討

九州新幹線の全線開業に伴い、沿線への新幹線向けの屋外広告物の設置が懸念されます。特に自家用広告物（事務所や店舗等の敷地に設置される広告物）以外の、いわゆる一般広告物（事務所や店舗等の敷地外に設置される広告物）が多数設置されることが懸念される場所であり、沿線の良好な景観を保全するためには、屋外広告物の規制を行う必要があると考えます。しかも一度設置されるとその撤去は容易ではないことから、九州新幹線の全線開業前から規制を行う必要があります。

新八代駅以南についての規制の状況と課題

既に開業している新八代駅以南については、沿線について規制を実施しており、その内容は次のとおりです。

都市計画区域の用途地域内の区間（ただし、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域を除く）

鉄道敷から200m以内 第3種禁止地域（1）

都市計画区域の用途地域外の区間

鉄道敷から500m以内 第3種禁止地域

都市計画区域の商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域

第3種許可地域（2）

1	第3種禁止地域の規制内容
	自家用広告物 表示面積総量 上限50m ²
	一般広告物 設置不可
2	第3種許可地域の規制内容
	自家用広告物 表示面積総量 上限なし
	一般広告物 表示面積総量 上限なし

新八代駅以南の規制内容についてみると、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域（以下「商業地域等」という。）において、表示面積の総量制限がないことから、自家用広告物や一般広告物について、沿線に大きな屋上広告や壁面広告が設置されるおそれがあります。

このうち、自家用広告物については、商業地域等が経済活動の活発な地域であることから、規制の強化は、地域の経済活動への影響も懸念されるため困難な面があります。しかし、一般広告物については、自家用広告物と違い、この地域になければならない必然性がないことから、その設置を抑制することが景観保全のために適当と考えられます。

新八代駅以北の沿線で、この商業地域等は宇土市にあります（熊本市は中核市として同市が屋外広告物行政を独自に実施しているため県の所管区域から除かれます。）既に規制を実施している八代市、水俣市の一部沿線にもこのような地域があることから、これらの地域も含めて、検証する必要があります。

今後の九州新幹線沿線の屋外広告物規制のあり方について

新八代駅以北の規制案を検討するに当たって、九州新幹線沿線からの見え方をコンピュータグラフィックス（CG）によるシミュレーションで、検証することとしました。

新八代駅以南の沿線の規制幅については、用途地域が鉄道敷から200m、用途地域外が500mとなっていますが、CGによる検証の結果、新八代駅以北も新八代駅以南と同様に、規制幅は用途地域200m、用途地域外500mが妥当であると判断しました。

次に、規制内容については、新八代駅以南の規制を基本としながら、商業地域等における一般広告物の規制について検討しました。

商業地域等においては、一般広告物が上述のとおり総量制限なしで設置できることから、今後、沿線への大きな屋上広告や壁面広告等が設置されるおそれがあります。このため、地域の経済活動に配慮し、自家用広告物については第3種許可地域と同等とし、一般広告物については設置を規制する第4種禁止地域（仮称）の設定を検討しました。

これは、商業地域等といえども一般広告物が乱立し、景観が阻害されることを防止しようとするものであり、将来を見据えて九州新幹線沿線の屋外広告物の規制を行うには、必要なものと考えています。

この規制案をまとめると次のようになります。

都市計画区域の用途地域内の区間（商業地域等を除く）

鉄道敷から200m以内 第3種禁止地域

都市計画区域の用途地域外の区間

鉄道敷から500m以内 第3種禁止地域

都市計画区域の商業地域等の区間

鉄道敷から200m以内 第4種禁止地域（仮称）（3）

3	第4種禁止地域（仮称）
	自家用広告物：表示面積総量 上限なし
	一般広告物：設置不可

なお、現在の屋外広告物条例では、鉄道開業前に規制をかけることはできません。そこで、九州新幹線全線開業前からその沿線に屋外広告物設置の規制をかけることができるよう、屋外広告物条例の改正を検討します。

また、今回の規制により、許可を受けた屋外広告物で不適格となるものがありますが、屋外広告物条例では、新たに禁止地域の指定が行なわれた場合についての経過措置を規定しており、適法に設置されている既存の屋外広告物で、鉄骨造りなど堅ろうな広告物は、指定の日から3年間、堅ろうでない広告物は1年間となっております。九州新幹線沿線の良好な景観の形成という観点から、経過措置期間内での改善を促進するため、元来適法であった屋外広告物で今回の規制により不適格となるものに限り、その改修や撤去等に係る費用に対し補助する制度の創設を検討します。

(2) 九州新幹線沿線の田園景観の保全・形成の検討

九州新幹線沿線に広がる田園景観は、農業県くまもとをイメージさせるものであり、広大な平野に広がるこの景観は本県の特徴でもあります。

この良好な景観を保全・形成していくため、沿線の田園景観の現状と課題を分析するとともに、田園景観の向上を図る施策について検討しました。

田園景観の現状と課題（アンケート分析結果含む）

地域振興局で九州新幹線沿線の田園景観の現地調査を行うとともに、関係市町や関係団体等の意見を聴取するためにアンケートを実施しました。

ア 地域振興局における調査結果

関係地域振興局で九州新幹線沿線の田園景観の現地調査を行った結果は概ね次のとおりで、部分的には課題が見られるものの、全体的には大きな課題は見当たりませんでした。

(玉名地域振興局)

新玉名駅周辺に、稲作が行なわれているものの裏作が行なわれていない区域があり、一部耕作放棄地もみられます。裏作がないことは田園景観として問題ありませんが、「おもてなし」の視点からは、冬・春の景観について検討が必要な状況にあります。

(宇城地域振興局)

沿線の大部分が農業振興地域であり、優良農地が多く、耕作放棄地も少ないため、豊かな田園景観が広がっております。

まれに九州新幹線工事関連と思われる資材置場、廃ビニール・廃車が置かれている箇所や休耕地が見受けられます。

(八代地域振興局)

圃場整備が実施された優良農地が広がる地域で、全体として比較的良好な田園景観を形成しております。

ただし、新八代駅前に約0.8haの耕作放棄地がありました。

(芦北地域振興局)

耕作放棄地はなく、夏から秋にかけては稲作による統一的な景観が見られます。

冬から春にかけては休耕地となりますが、荒れた印象を与えるものではなく、特に問題は見られませんでした。

イ 関係団体等に対するアンケート調査結果

九州新幹線の全線開業に向けて、熊本らしい田園景観を保全・形成していくために取り組むべき課題や施策がないか検証することを目的として、関係市町や関係団体、そして東京・大阪・福岡に在住の本県出身者に対して意見を伺うためのアンケート調査（有効回答：114）を行ったところ、次のような結果となりました。

- ・ 田園景観に課題があるとの回答は56件で、全体の約50%でした。
- ・ 課題の内容としては、耕作放棄地の存在が27件、目立つ看板等の広告物の存在及び不法投棄物の存在がそれぞれ14件と上

位を占め、県が認識している課題以外で新たな対応を要するものは浮かび上がってきませんでした。

- ・課題の解決に必要な取組みの回答としては、耕作放棄地対策が28件、地域の美化活動が21件、不法投棄の取締りが10件、屋外広告物の規制が7件ありました。
- ・県外からの来訪者に熊本の田園景観をより魅力的だと感じてもらうための田園景観の望ましい姿については、春夏秋冬を感じることで自然の広がりや、耕作放棄地がなく手入れが行き届いた田園、四季折々の草花が植えられていることなどの意見がありました。
- ・また、そのための取組みとしては、地域ぐるみでの美化運動やボランティア活動の推進、耕作放棄地や休耕地の利用促進、レンゲや菜の花の種の配布等の意見がありました。

今後の九州新幹線沿線の田園景観の保全・形成のあり方について

で整理を行なった田園景観の課題を解決するため、景観形成県民運動（通称：「美しく品格あるくまもとづくり県民運動（仮称）」）を展開します。これは、県民の幅広い参加を得て、県下全域でこれまで以上に美しい景観の形成を進めていくもので、これまで県下で行なわれてきた景観形成のための様々な取組みについて、さらに幅広い参加を求めていきます。

また、特に九州新幹線沿線の地域については、「新幹線沿線田園景観形成プロジェクト」を新たに立ち上げ、おもてなしの視点に立った景観のグレードアップに取り組みます。これは、熊本県を訪れる方々が新幹線車窓から眺望する風景を意識して、沿線に広がる田園地帯において目を楽ませる作物等を利用されていない農地等で栽培する取組みを推進するもので、休耕地の有効活用や耕作放棄地の解消にも繋がることを目指します。

なお、現在、先行的に実施している取組みは、次のとおりです。

（玉名地域）

車窓からの眺望ができる区間6箇所のうち、周辺の地勢や通過時間等を考慮して、「新玉名駅周辺」で冬季に利用されていない農地に菜の花を栽培する活動をモデル的に進めるとともに（新幹線新玉名駅周辺景観整備「菜の花推進モデル事業」）、併せて「菊池川河川敷」（玉

名市菜の花プロジェクト)「新玉名駅東部」(地元農業者による稲作、麦作)で、関係者と連携を図りながら景観形成の取組みを推進しています。

(宇城地域)

農閑期の牧草栽培に併せて「おもてなし運動」に賛同する地域住民が、「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用してレンゲ栽培に取り組んでおり、牧草の緑とレンゲ色がコントラストをなす美しい景観形成を進めています。

(八代地域)

長年の課題となっていた「新八代駅前(東側)の耕作放棄地」について、「八代よかところ物産館」と連携し、耕作放棄地を解消し、菜の花・ヒマワリなどの景観作物の栽培や、ジャガイモなどの栽培を通じて食育活動等を行なう「新八代駅前おもてなしプロジェクト」活動を展開しています。

4 阿蘇くまもと空港周辺の景観の向上について

景観形成プロジェクトチームでは、本県の空の玄関口である阿蘇くまもと空港周辺の景観向上についても検討しました。

この検討の前提として、阿蘇くまもと空港周辺の景観に係わる規制について整理し、そのうえで、当地域の景観上の課題を抽出し、景観向上を図るため必要な取組みについて検討しました。

(1) 阿蘇くまもと空港周辺の景観に係わる規制の現状

景観条例の規制

本県では、昭和62年に景観条例を制定し、条例に基づき「県土の景観形成に関する基本方針」を定め、次の2つを基本目標に掲げ、県民にとって誇りと愛着の持てる県土の醸成に取り組んでいます。

【基本目標】

- ・「熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。」
- ・「緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。」

同条例では、県土の景観形成上重要な地域を「景観形成地域」に指定することとし、阿蘇くまもと空港周辺を「熊本空港周辺景観形成地域」として、昭和63年3月に県内第1号として指定し、現在まで景観づくりに取り組んでおります。

この地域の景観形成地域指定に際しての県土における景観上の位置づ

けは、次のとおりです。

熊本の「顔」にあたる地域

この地域にある阿蘇くまもと空港は、熊本市街あるいは阿蘇、天草その他県内各地への空の玄関口となっており、観光客等熊本を訪れる多くの方々の目に触れ、熊本を大きく印象づける地域である。

熊本のイメージを代表する景観要素を持っている地域

この地域には、なだらかな地形の中に良好な畑地が広がり、背景となる阿蘇外輪の自然景観に溶け込み、雄大な熊本・阿蘇のイメージを代表している地域である。

自然と調和した地域振興を図る必要がある地域

テクノリサーチパークを含めて、環境との調和が図られた快適な環境整備を図る必要がある地域である。

そして、具体的には、a．田園景観の保全、b．樹林の保全、c．阿蘇外輪への眺望を活かす景観形成、d．高い視点場からの眺望を考慮した景観形成を基本的方向として、景観形成基準を定め、景観づくりに取り組んでいます。

屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、表示に関して必要な規制を定めています。

具体的には、「地域による規制」と「物件による規制」(設置を禁止する物件等)の2つの面から規制を行っています。

このうち、地域による規制については、禁止地域3段階、許可地域3段階の計6段階に区分し、特に禁止地域については、次のような考え方で一般広告物の設置を禁止するとともに、自家用広告物についても表示面積の総量等を制限しています。

第1種禁止地域：自然景勝地で景観への配慮が特に要請される地域
(国立公園特別地域や風致地区(緑地内の区域)等)

第2種禁止地域：景観への配慮が要請される地域
(風致地区(緑地以外)や知事が指定する景観形成地域等)

第3種禁止地域：景観への配慮が望ましい地域
(第1種及び第2種低層住居専用地域や国立公園普通地域等)

「熊本空港周辺景観形成地域」に関しては、上記のうち景観形成への配慮が要請される地域として、昭和63年に第2種禁止地域として指定しています。

また、第二空港線沿線についても「熊本市と益城町との境界」から「国道443号との交点」(空港大橋の北側、大津町下町地内)までの「路端から300m」の区域を同様に第2種禁止地域として指定し、次のような規制を行っています。

第2種禁止地域

自家用広告物：表示面積の合計 1事業所等につき15㎡以内

- ・露出したネオン管、赤色のネオン管：使用不可
- ・その他のネオン管：光源の点滅不可
- ・蛍光塗料：原則使用不可
- ・地色：赤色、黄色の原則使用不可

一般広告物：設置不可

そのほか、広告物の種別により個別の基準（高さ、表示面積の上限等）がある。

上記、のような取組みにより、雄大な田園景観と阿蘇外輪が眺望できる緑豊かな景観が現在まで保全されてきたと考えております。

その他の景観形成に係わる規制

阿蘇くまもと空港周辺は、益城町、菊陽町、大津町、西原村に跨っていますが、それぞれ次のような土地利用規制があり、無秩序な開発が抑制されることにより、景観形成の役割も担っています。

都市計画法上の規制

益城町及び菊陽町においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法に基づき、市街化区域と市街化調整区域が定められています。両町の空港周辺は市街化調整区域となっており、開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等）を行う場合には、その規模に拘わらず知事の許可が必要であり、かつ、その目的、用途が法に定める立地基準に該当する場合でなければ許可してはならないとされています。

また、大津町の空港周辺については都市計画区域の白地区域、西原村については全域が都市計画区域外となっており、それぞれ3,000㎡以上、1ha以上の開発行為を行う場合には知事の許可が必要となります。

農業振興地域の整備に関する法律の規制

農業振興地域の整備に関する法律では、市町村が向こう10年間の農地利用を考慮して農業振興地域整備計画を定めることとされ、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行なわれています。

この農用地区域内の土地において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事許可を受ける必要があります。

また、農用地区域においては、農業以外の用に供する目的で開発行為をすることは原則認められないため、開発行為に係る土地を市町村が農用地区域から除外しなければ開発できません。

なお、除外に際しては、農業の振興を図るうえで支障がないかなど、法律に定められた要件を満たす必要があり、県の同意を必要とします。

農地法の規制

農地法では、土地の農業上の効率的な利用を図るため、その利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることなどを目的としており、農地を農地以外の目的に転用する場合は、農地法の規定により都道府県知事（4ha以下の場合）又は農林水産大臣（原則として4haを超える場合）の許可が必要です。

(2) 景観上の課題

阿蘇くまもと空港周辺については、上記(1)のような規制が行われていますが、特に空港の近くでは許可を得ずに屋外広告物が設置されたり、第2種禁止地域で表示できる総量を超えて自家用広告物が設置されるなど景観を阻害している施設が見受けられます。

また、「熊本空港周辺景観形成地域」の景観形成基準では、施設周辺の緑化等周辺の景観との調和に配慮を求めています。この基準に配慮されていない施設もあります。

(3) 景観向上に向けた取組み

現状把握のための現地調査

上記(2)の定性的な景観上の課題を定量的に把握するため、空港周辺の施設について現地調査を行うこととし、本庁関係課と関係地域振興局と合同で調査を行いました。

その結果、屋外広告物について、許可を受けずに屋外広告物を設置している施設が16施設、許可は不要であるが、設置の基準に違反している施設が1施設、廃業後屋外広告物がそのまま放置されている施設が2施設等の法令違反が確認されました。

また、建築物、工作物、広告物について色調が統一されず、多色の使用がなされていたり、敷地の道路と接する部分に柵等が設置されているが、緑化がされていないなど景観への配慮が十分になされていない事例が見受けられました。

今後の阿蘇くまもと空港周辺の景観形成のあり方について

阿蘇くまもと空港周辺は、本県の空の玄関口であり、景観上の位置づけは景観形成地域を指定した当時と変わっていないことから、今後とも引き続き景観の保全・形成に取り組んでいく必要があると考えております。

その際、この空港周辺地域が市街化調整区域や農用地区域であることも考慮し、田園や樹林の保全を図りつつ、阿蘇外輪への眺望を活かす景観形成、航空機の高い視点場からの眺望を考慮した景観形成に引き続き取り組むこととし、雄大な熊本・阿蘇のイメージを代表する地域として景観の保全・形成に努めていきます。

そのため、屋外広告物関係法令に違反している施設については、その是正に取り組むとともに、「熊本空港周辺景観形成地域」の景観形成基準に基づき指導していきます。

また、今後策定される「阿蘇くまもと空港地域活性化構想（仮称）」も踏まえて、よりよい景観形成に取り組んでいきます。

具体的には、地元住民等が行う景観作物の作付けへの支援等、景観形成に資する取組みを推進することで、阿蘇くまもと空港周辺を空の玄関口にふさわしい美しく品格のある景観とし、来訪者に対するおもてなしの向上を図ります。

5 今後の展開

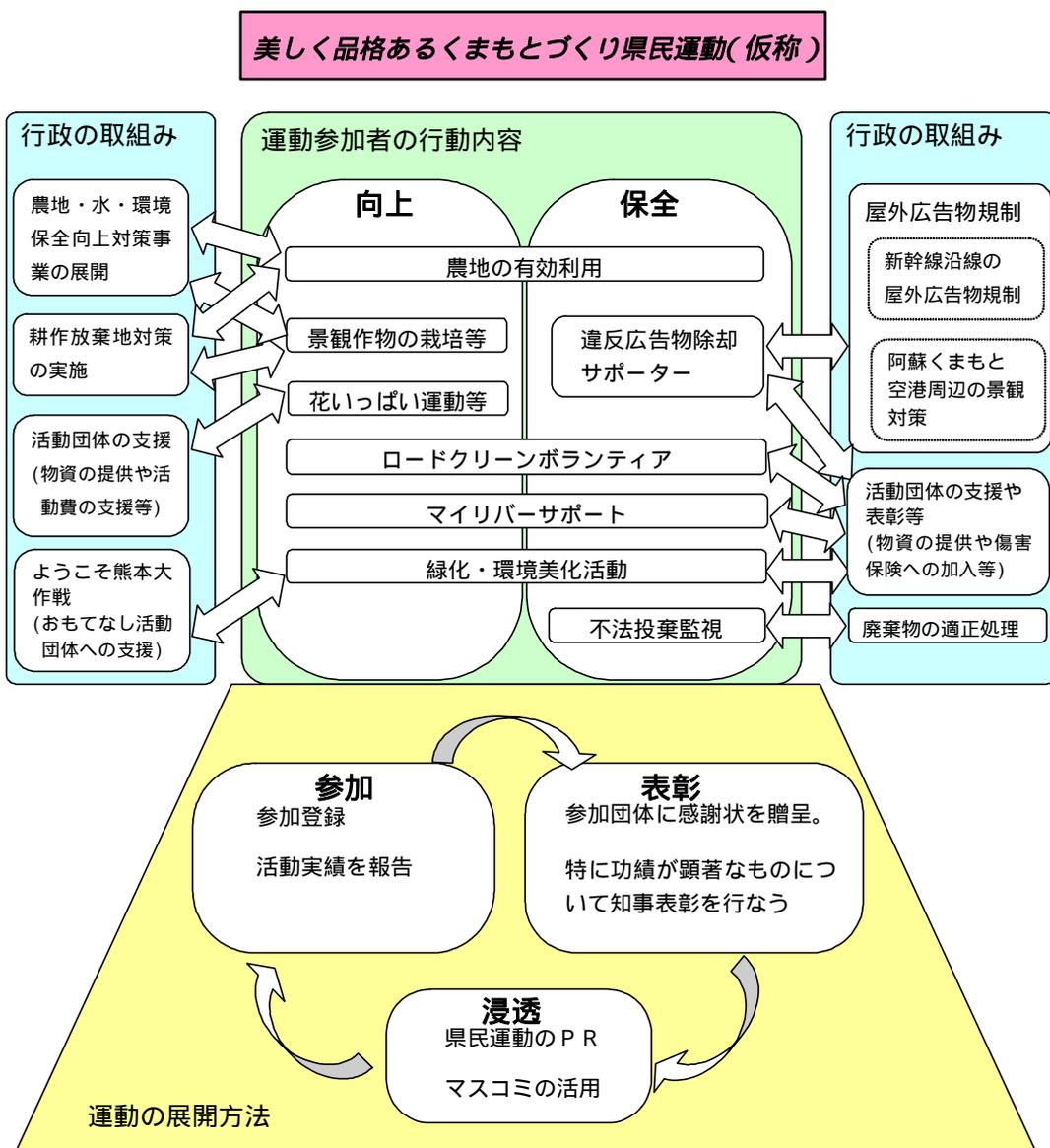
(1) おもてなしの心での景観形成県民運動の展開

本県が、訪れる観光客等にとって記憶に残る観光地となり、口コミ、マスコミでその輪が広がっていくよう、県民挙げておもてなしの心で景観の向上に努める景観形成県民運動を県下全域で展開し、美しく品格ある景観

づくりを目指します。

この県民運動を、「美しく品格あるくまもとづくり県民運動（仮称）」とし、熊本が誇る美しい景観を保全していくための行政の取組みと合わせて、県民のボランティアによる景観保全・形成のための取組みを位置づけ、これまで県下で行なわれてきた景観形成の様々な取組みについても、さらに幅広い参加を求めていきます。

具体的なイメージは次のとおりです。



(運動参加者の行動内容)

- ・「美しく品格あるくまもとづくり県民運動(仮称)」に位置づける県民の活動を、景観の向上と保全に分けて記載しました。

(行政の取組み)

- ・運動参加者の行動内容と連携・協働して実施する行政の取組みです。

(運動の展開方法)

- ・浸透：県民運動の周知を図る取組みです。
- ・参加：県民の参加時の登録や活動状況報告の仕組みづくりです。
- ・表彰：参加団体に対する感謝状、表彰状の贈呈を通じた活動意欲の向上を図るための取組みです。

(2) 新幹線元年戦略への新幹線沿線田園景観形成プロジェクトの位置づけと取組み

九州新幹線全線開業を間近に控え、本県では新幹線元年戦略に取り組んでいます。この戦略とも連携を図ることとし、同戦略の「おもてなしの展開」の中に、景観形成県民運動の一環として、新幹線沿線に特化した景観形成プロジェクトを位置づけることとします。

この新幹線沿線田園景観形成プロジェクトは、九州新幹線の全線開業を最大限に活かすため、県民総参加により沿線の田園景観の形成に重点的に取り組むものです。具体的には、熊本県を訪れる方々が新幹線車窓から眺望する風景を意識して、沿線に広がる田園地帯において、土地所有者や県民のボランティアにより、目を楽しませる作物や農地の地力の維持・増進に役立つ作物等を利用されていない農地等で栽培する取組みを推進するもので、休耕地の有効活用や耕作放棄地の解消にも繋がることを目指します。

今後、このプロジェクトに対し県民に参加・協力してもらうため、各種広報媒体により取組内容を周知するとともに、参加者の表彰等を通じて取組意欲の向上に取り組んでいきます。

(新幹線元年戦略における位置づけと取組内容のイメージ図)

